

○東京藝術大学資金運用管理委員会外部委員手当について

〔令和4年9月15日〕
学 長 裁 定

第1 東京藝術大学資金運用管理委員会細則第3条に定める委員のうち、第1項第5号から第7号までに定める委員（本学職員は除く。以下「外部委員」という。）に手当を支給するものとする。

第2 手当額は、日額15,000円とする。

第3 第1の規定にかかわらず、外部委員が手当支給について辞退を申し出た場合は、支給しない。

附 則

この裁定は、令和4年9月15日から施行する。